

会議・視察報告

カンクン国連気候変動会議—ささやかな前進と国連の枠組みにおける国際交渉への信頼回復—

ERINA 調査研究部研究主任 Sh. エンクバヤル

2010年11月29日～12月11日、メキシコ・カンクンで国連気候変動会議が行われた。政府関係者5,200人、国連・国際団体・NGO関係者5,400人、プレス関係者1,270人など約12,000人が集まり、22人の国家元首、120人以上の閣僚・団体代表クラスの参加があった。

前年のコペンハーゲン会議に比べ、カンクン会議への期待はささやかなものであった。しかし、会議全体を通じた交渉過程の透明性と包括性を維持しようとする議長国メキシコの努力により、参加者は進行状況に関する情報をよく把握することができ、そのことは代表団の信頼やコペンハーゲンでかなり傷ついてしまった国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に対する信頼の回復に寄与するものであった。コペンハーゲンでの交渉は不信、混乱、平行線の議論で特徴づけられた。今回はしかし、ひとそろいの決定が「カンクン合意」として採択された。

この成果は決して完全なものではないが、より確かな成果への重要な礎石となるものである。カンクン合意は、京都議定書に基づく第二約束期間を定められなかったが、UNFCCCプロセスに基づく工業先進国の削減目標と途上国の緩和行動をもたらした。5年間の作業を反映したカンクン合意は、多くの重要な点をオープンにして、1カ国を除く194の締約国の支持を得ることができた¹。「各国は、共通の動機に基づく合意に達するため、共通の屋根の下で、共同で作業しうることを示した」とクリスティアーナ・フィゲレスUNFCCC事務局長は語った。カンクン合意は、コペンハーゲン合意の要素をUNFCCCの公式な枠組みに取り込むこととなった。

カンクン合意は、UNFCCCおよび京都議定書に基づく2つの交渉トラックにおける双方の決定を含む。すなわち、インドネシア・バリでのCOP13で始まった「UNFCCCの下での長期的協力行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」、および2005年にカナダ・モントリオールで開かれたCOP/MOP1において創設された「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）」の2つである。本来、これらの交渉のデッドライン

は昨年のコペンハーゲン会議であったが、数多くの問題が積み残され、AWG-LCAの決定は今回のCOPまで1年延期された経緯がある。

カンクン合意でのAWG-LCAの成果の要点は次の通りである。

(1) 共有された長期的協力行動ビジョン

- ① 地球の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルに対し2℃以内に保つよう温室効果ガス（GHG）排出削減の必要性を認識し、さらに長期的な目標として1.5℃に抑えるよう強化することを検討する。
- ② 2050年までの大幅なGHG削減目標を地球規模で明確にするための作業に合意し、COP17で検討する。
- ③ 地球規模および各国のGHG排出ができるだけ早期にピークまで達するための協力を合意するとともに、途上国にはより長い時間枠が必要であることを認識する。

(2) 適応行動の強化

- ① 「カンクン適応枠組み」を定め、すべての締約国が特に次の事項を行うよう働き掛ける。
 - i. 水資源・健康・農業・食料安全保障などのプロジェクトおよびインフラ・社会経済活動などのプログラムによる適応行動の計画、優先順位づけ、実行。
 - ii. 効果や欠点、資金需要を含む適応評価、ならびに適応項目の経済的・社会的・環境的な評価。
 - iii. 技術・経験・手法の研究・開発・実証・普及・展開・移転、ならびに技術へのアクセスを促進する適応策のための発展途上国を中心とするキャパシティビルディング。
 - iv. 先進国から途上国に対する予測できる限り長期で、大規模な、新しくかつ追加的な資金・技術・キャパシティビルディングの提供。
 - v. 国・地域の適応行動を助長・促進し、地域の当事者間の協力・調整を奨励する地域センターや地

¹ ボリビアだけが合意の採択に反対し、その後、退席した。

- 域ネットワークの設立。
- ② 強化された適応行動の実施を推進するための適応委員会を設立する。
- (3) 緩和行動の強化
- ① 先進国の経済規模に応じた排出削減目標の意欲について、IPCC第四次評価報告書で示された首尾一貫したレベルにまで高めるよう促す。
- ② 先進国は低炭素発展戦略または計画を策定すべきである。
- ③ 発展途上国は持続可能な発展に沿って国別の適切な緩和行動（NAMA）をとり、2020年における「平常」排出量に応じた排出偏差値を達成する。
- ④ 途上国によるNAMAの準備・実施および強化レポート作成のため、先進国は資金・技術・キャパシティビルディングにおける支援を行う。
- ⑤ 国際支援を求めためNAMAを記録した登録簿を作成し、そのための資金・技術・キャパシティビルディング支援のマッチングを促進する。
- ⑥ 国際的な支援を受けた緩和行動は国内で測定・報告・検証され、UNFCCCの下で定められたガイドラインに従って国際的な測定・報告・検証（MRV）を受ける。
- ⑦ 持続可能な発展に沿った途上国の低炭素発展戦略または計画の策定を奨励する。
- (4) 資金・技術・キャパシティビルディング
- ① これからの森林資源や国際機関を通じた投資のための短期資金、すなわち適応と緩和にバランスよく割り当てられた約300億ドルに関する先進国の共同コミットメントに留意する。
- ② 途上国の需要に向けた2020年まで毎年1,000億ドルの資金調達目標に関する先進国のコミットメントを確認する。
- ③ UNFCCC第11条に定めた資金メカニズムの実際的な運用となる「グリーン気候基金」を創設する。
- ④ グリーン気候基金の当面の管財人として基金の運用開始から3年間の審査をするため、世界銀行を招請する。
- ⑤ 技術開発を強化し、緩和・適応の行動を促す「技

術メカニズム」を創設する。

- ⑥ 途上国のキャパシティビルディングを支援する。
- ⑦ 南北間、南南間、三者間の情報・知識を共有・管理するネットワークや関連制度を強化しつつ、地方・国・地域レベルでそれぞれの能力を強化するため、途上国に対するキャパシティビルディングは強化されるべきである。

AWP-KPに関するカンクン合意の成果は、京都議定書の第二約束期間に関する合意が日本とロシアの強い反対で失敗に終わったことにより、最小限のものとなった。AWG-KPが作業を完成させるデッドラインを打ち出すことはなかったが、出来るだけ早く終わらせこと、および京都議定書の第一約束期間と第二約束期間の間には時間的ギャップを置かないことを確認した点では合意した。工業先進国の排出削減の必要性が2020年までに1990年レベルで25～40%下回る範囲にあることは公式に認識された。その他の要点は次の通りである。

- (1) 京都議定書に基づく排出量取引およびプロジェクトベース・メカニズムは、工業先進国が定められた排出枠と削減目標を守るために、維持される。
- (2) 土地利用・土地利用変化及び林業（LULUCF）活動もまた、附属書I国がそのコミットメントを守るために有効である。
- (3) 第二約束期間の基準年は1990年に置かれるが、議定国はそれぞれに定めた京都議定書による国際的な拘束力のない排出枠や削減目標を打ち出すために、別途参考基準年を置くことができる。
- (4) 附属書I国はそれぞれ達成すべき削減レベル、あるいはLULUCF、排出量取引、プロジェクトベース・メカニズム、その他の第一約束期間から第二約束期間に持ち越される制度を活用して導かれる排出削減レベルを引き上げるよう努めるべきである。

次回の国連気候変動会議（COP17／CMP7）は2011年11月28日～12月9日、南アフリカ・ダーバンで開かれる。

（2010年12月17日執筆）

[英語原稿をERINAにて翻訳]